



県章

# 滋賀県公報

令和4年(2022年)  
11月4日  
第357号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県税規則の一部を改正する規則(税政課)	1
※滋賀県財務規則の一部を改正する規則(管理課)	2
※滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則(事業課)	2
※滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則(下水道課)	2
○ 告 示	
令和4年度一般曹候補生の募集(市町振興課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	3
入札参加者に必要な資格等(文化財保護課)	3
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課)	4
一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告(環境政策課)	4
県営土地改良事業工事完了公告(耕地課)	5
公共測量実施公告(監理課)	5
令和4年および令和5年経営事項審査実施公告(監理課)	5
一般競争入札の公告(文化財保護課)	8
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(東近江)	13
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(甲賀)	14
○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(湖東)	14
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東)	14
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(湖東)	14
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(南部)	15
○ 企 業 庁 規 程	
※滋賀県企業庁文書管理規程の一部改正	15
※滋賀県公営企業会計規程の一部改正	15
○ 病 院 事 業 庁 規 程	
※滋賀県病院事業庁文書管理規程の一部改正	15

## 規 則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第56号

### 滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則(昭和25年滋賀県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「は、指定金融機関または収納代理金融機関がその小切手を手形交換所に委託し得る地域内になければならない」を「の区域は、全国の区域とする」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第57号

滋賀県財務規則の一部を改正する規則

滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第56条中「は、指定金融機関等が加入している手形交換所の交換取扱地域内」を「の区域は、全国の区域」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第58号

滋賀県モーターボート競走事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県モーターボート競走事業会計規則(平成29年滋賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第19条中「は、出納取扱金融機関がその小切手を手形交換所に委託しうる地域でなければならない」を「の区域は、全国の区域とする」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第59号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則の一部を改正する規則

滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計規則(平成31年滋賀県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第19条中「は、出納取扱金融機関がその小切手を手形交換所に委託しうる地域でなければならない」を「の区域は、全国の区域とする」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

滋賀県告示第443号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項および第118条の規定に基づき、令和4年度一般曹候補生の募集について、次のとおり告示する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 募集種目 令和5年3・4月採用一般曹候補生(男子・女子)(海上女子を除く。)
- 募集期間 令和4年10月19日(水)から令和4年12月1日(木)まで
- 試験期日
  - 第1次試験 令和4年12月11日(日)
  - 第2次試験 令和5年1月9日(月)および10日(火)のうち指定する1日

- 4 試験場の位置および名称 大津びわ湖合同庁舎(大津市京町三丁目1-1)および大津駐屯地(大津市際川一丁目1-1)

#### 滋賀県告示第444号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
株式会社アーガスあんず薬局	大津市札の辻3-12	薬局	岡本 清華	令和4.10.1

#### 滋賀県告示第445号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、滋賀県特定調達契約の(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 申請できる業種および営業種目

- (1) 業種 (仮称)新・琵琶湖文化館整備事業に関する業務
- (2) 営業種目 特に定めない。

#### 2 申請書類および配布開始時期

- (1) 申請書類
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
  - ウ 法人税、消費税および地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し
  - エ 営業所等の長に競争入札に関する権限を委任する者にあつては、その委任状
- (2) 配布開始時期 令和4年11月4日(金)午前10時

#### 3 申請書類の提出期間等

- (1) 提出期間 令和4年12月5日(月)午前9時から令和4年12月19日(月)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出方法 持参または郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)によるものとする。
- (3) 提出場所 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課文化財活用推進・新文化館開設準備室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4681

#### 4 申請書類の配布場所 滋賀県ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/322269.html>

#### 5 申請書類に使用する言語 日本語

#### 6 入札に参加することができない者

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (3) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれかに該当する者
  - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
  - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
  - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
  - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
  - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (4) 法人税、消費税および地方消費税を滞納している者
- (5) 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県庁舎等管理業務委託関係

入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けている者

(6) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれかに該当する者

(7) 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者またはその子会社もしくは親会社である者  
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社ならびにみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社ニュージェック、株式会社JTB総合研究所および西村あさひ法律事務所

(8) 滋賀県文化スポーツ部PFI事業者等選定委員会の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者

※ 「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。

7 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者については、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。

8 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から令和5年10月31日までとする。

## 公 告

### 国土調査の成果の認証公告

東近江市福堂町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 平成30年9月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称 東近江市福堂町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市福堂町の一部
- 5 認証年月日 令和4年10月25日

### 国土調査の成果の認証公告

犬上郡甲良町大字池寺の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 犬上郡甲良町
- 2 調査を行った時期 平成29年12月から令和2年12月まで
- 3 成果の名称 犬上郡甲良町大字池寺の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 犬上郡甲良町大字池寺の一部
- 5 認証年月日 令和4年10月25日

### 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告

株式会社山崎砂利商店 代表取締役 山崎公信(以下「事業者」という。)から送付のあった一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第9条第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和4年10月26日に述べたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場建設事業(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)以降の図書に適切に記載すること。

## 1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、方法書における誤植等を修正するとともに、周辺の地域住民や農業者に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 複数案を検討している浸出液処理設備等の建設位置については、活断層の存在を理由に、事業実施区域の東側に建設することを優位として評価している。しかし、事故・災害時等におけるリスクを考慮すると、必ずしも東側に建設することが優位であるとも限らないため、事故・災害時のリスクに対する施設構造の検討結果を踏まえ、建設位置を改めて検討すること。  
その際は、設置する施設から排出される排水等による河川の水質や水生生物等への影響を低減することについても十分考慮すること。
- (3) 施設配置、排水経路等を含む事業計画の具体化に際しては、対象事業実施区域周辺の自然的状況および社会的状況を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行い、調査については必要に応じた見直しや追加を含め、項目、方法および地点等を適切に設定すること。
- (4) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で、事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、調査、予測および評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、準備書においてその理由を明確に示すこと。
- (5) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2 個別的事項

- (1) 動物 対象事業実施区域内の調査地点が1地点のみのため、区域内の生物相を把握するための調査地点が不足している。また、草地環境を好む動物の生息状況を把握するための調査地点が設定されていないため、それらを把握することが可能な調査地点を追加すること。
  - (2) 景観 予測評価についてはフォトモンタージュにより、現況と事業実施後の比較を行うこととされているが、本事業地は既に土地の改変が行われていることから、現況だけでなく採石事業実施前の景観とも比較することが望ましい。このため、採石事業実施前の状況に関する情報を可能な限り入手し、採石事業実施前、現況、本事業実施後の景観の比較を検討すること。  
また、採石事業実施前のフォトモンタージュの作成に当たっては、地表面の樹種を含めた山肌の色彩や山容についても可能な限り再現すること。
- 3 その他 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

-----  
県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営益田川地区土地改良事業(農業用排水)	令和3年12月27日

-----  
公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 甲賀市水口町巖峨
- 3 作業の期間 令和4年11月1日から令和5年1月26日まで

-----  
令和4年および令和5年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 書面による申請に係る申請日および受付場所

- (1) 書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和5年1月31日(火)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
- (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

2 書面による申請に係る受付方法

- (1) 令和3年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
- (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号 077-527-5678

電話予約の受付時間は、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。

- (4) (1)により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム(以下「システム」という。)を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、(3)の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。

3 システムによる申請に係る申請日および受付方法

- (1) システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。
- (2) 組織変更および承継をした者については、1(3)および2(3)に定めるところにより、書面による申請を行うこと。

4 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4114

別表 令和4年および令和5年経営事項審査申請受付時期(対象:令和4年7月～令和4年9月決算法人)

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間(閉庁日を除く午前9時から午後 5時まで(正午から午後1時までを除く。))
大 津 市	法人	令和4年7月、8月	令和4年12月21日(水)、22日(木)	大津合同庁舎6階6D会議室	令和4年11月21日(月)～令和4年12月15日(木)
		令和4年9月	令和5年1月30日(月)、31日(火)		令和4年12月28日(水)～令和5年1月24日(火)
草 津 市 守 山 市 栗 東 市 野 洲 市	法人	令和4年7月、8月	令和4年12月19日(月)、20日(火)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	令和4年11月18日(金)～令和4年12月13日(火)
		令和4年9月	令和5年1月23日(月)、24日(火)		令和4年12月23日(金)～令和5年1月17日(火)
甲 賀 市 湖 南 市	法人	令和4年7月、8月	令和4年12月7日(水)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和4年11月7日(月)～令和4年11月30日(水)
		令和4年9月	令和5年1月19日(木)		令和4年12月19日(月)～令和5年1月12日(木)
近江八幡市 東近江市 蒲生郡	法人	令和4年7月、8月	令和4年12月13日(火)、14日(水)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和4年11月11日(金)～令和4年12月7日(水)
		令和4年9月	令和5年1月20日(金)		令和4年12月20日(火)～令和5年1月13日(金)
彦 根 市 愛 知 郡 犬 上 郡	法人	令和4年7月、8月	令和4年12月15日(木)、16日(金)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和4年11月15日(火)～令和4年12月9日(金)
		令和4年9月	令和5年1月27日(金)		令和4年12月27日(火)～令和5年1月20日(金)
長 浜 市 米 原 市	法人	令和4年7月、8月	令和4年12月8日(木)、9日(金)、12日(月)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和4年11月8日(火)～令和4年12月5日(月)
		令和4年9月	令和5年1月26日(木)		令和4年12月26日(月)～令和5年1月19日(木)
高 島 市	法人	令和4年7月、8月	令和4年12月6日(火)	高島合同庁舎2階2A会議室	令和4年11月4日(金)～令和4年11月29日(火)
		令和4年9月	令和5年1月25日(水)		令和4年12月23日(金)～令和5年1月18日(水)

### 一般競争入札の公告

(仮称)新・琵琶湖文化館整備事業に係る契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和4年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 事業名 (仮称)新・琵琶湖文化館整備事業
- (2) 事業場所 大津市浜大津五丁目1-1
- (3) 事業概要 入札説明書による。
- (4) 事業期間 契約成立の日の翌日から令和24年3月31日まで
- (5) 予定価格 10,813,156,000円(消費税および地方消費税の額を含む。)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

##### (1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者および文化観光等業務に当たる者を含むグループであること。なお、入札参加者のうち、入札説明書に示す特別目的会社(以下「SPC」という。)に出資を予定している者を「構成企業」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定しているものを「協力企業」とする。

イ 構成企業・協力企業・代表企業の選定 入札参加者は、参加表明時に構成企業または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が必ず参加表明書の提出および入札手続を行うこと。

ウ 複数業務の禁止 同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務については、同一の者または資本金もしくは人事面において関係のある者が兼ねてはならない。

※ 「資本金において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

エ 複数提案の禁止 入札参加者の構成企業および構成企業と資本金または人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成企業および協力企業になることはできない。

また、入札参加者の協力企業のうち、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者およびこれらの企業と資本金または人事面において関連のある者は、他の入札参加者の協力企業になることはできない。

##### (2) 入札参加者の参加資格要件 入札参加者の構成企業および協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

###### ア 入札参加者の参加資格要件(共通)

(ア) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条各号のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(ウ) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のいずれにも該当しない者であること。

- a 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- b 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- c 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- d 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- e 銀行取引停止処分がなされている者

(エ) 法人税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

(オ) 滋賀県物品関係入札参加停止基準、滋賀県建設工事等入札参加停止基準および滋賀県庁舎等管理業務委託関係入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(カ) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号に該当する者でないこと。

(キ) 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者またはその子会社もしくは親会社である者でないこと。

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社ならびにみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社ニュージェック、株式会社JTB総合研究所および西村あさひ法律事務所

(ウ) 滋賀県文化スポーツ部PFI事業者等選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業またはその企業と資本面または人事面において関連のある者が参加していないこと。

イ 入札参加者の参加資格要件(代表企業) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第445号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ウ 入札参加者の参加資格要件(業務別) 設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者および維持管理業務に当たる者は、アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

(7) 設計業務に当たる者 設計業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、aからcまでの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaからcまでの要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

a 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 平成14年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上(対象用途部分に係る面積とする。)かつ収蔵庫を有する以下の施設の新築または増築(増築にあつては、増築部分の面積)に係る設計業務の実績(元請に限る。)があること。

- ・ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂または図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

c 平成14年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上の免震構造の施設(用途は問わないものとする。)の新築または増築(増築にあつては、増築部分の面積)に係る設計業務の実績(元請に限る。)があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(イ) 建設業務に当たる者 建設業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、aからgまでの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaからgまでの要件を満たし、他の者はaおよびgの要件を満たすこと。

a 建設業法(昭和24年法律第100号)第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。

b aの建設工事の種類として建築一式を有していること。

c 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)における建築一式工事に係る総合評価値が1,700点以上であること。

d 平成14年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上(対象用途部分に係る面積とする。)かつ収蔵庫を有する以下の施設の新築または増築(増築にあつては、増築部分の面積)に係る建設業務の実績(元請に限る。)があること。

- ・ 博物館法第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂または図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

e 平成14年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上の免震構造の施設(用途は問わないものとする。)の新築または増築(増築にあつては、増築部分の面積)に係る建設業務の実績(元請に限る。)があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

f 本件工事に係る建設業法第26条第2項に規定する監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加表明書の提出日において雇用期間が3か月以上経過していることをいう。)を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。

g aの建設工事の種類に応じて建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果(参加資格確認基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。)における総合評定値がそれぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
建築一式工事	990点以上
電気工事	840点以上
管工事	880点以上

(f) 工事監理業務に当たる者 工事監理業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、aからcまでの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaからcまでの要件を満たし、他の者はaの要件を満たすこと。

a 建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 平成14年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上(対象用途部分に係る面積とする。)かつ収蔵庫を有する以下の施設の新築または増築(増築にあつては、増築部分の面積)に係る工事監理業務の実績(元請に限る。)があること。

- ・ 博物館法第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂または図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

c 平成14年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に完了した、延床面積3,000㎡以上の免震構造の施設(用途は問わないものとする。)の新築または増築(増築にあつては、増築部分の面積)に係る工事監理業務の実績(元請に限る。)があること。なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(g) 維持管理業務に当たる者 維持管理業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、次の要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を満たすこと。

平成24年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に、延床面積3,000㎡以上(対象用途部分に係る面積とする。)かつ収蔵庫を有する以下の施設に係る1年以上の維持管理業務の実績を有していること。

- ・ 博物館法第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂または図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

(h) 文化観光等業務に当たる者 文化観光等業務に当たる者は構成企業または協力企業とし、aおよびbの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はaおよびbの要件を満たすこと。

a 平成24年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に、延床面積3,000㎡以上(対象用途部分に係る面積とする。)の以下の施設に係る1年以上の文化観光等業務の実績を有していること。

- ・ 博物館法第2条第1項に定める登録博物館または同法第29条に定める博物館相当施設
- ・ 博物館類似施設
- ・ ホール、劇場、音楽堂または図書館

なお、共同企業体の構成企業としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

b 平成24年4月1日から参加表明書の提出期限までの間に、本事業における文化観光業務(要求水準書「第5-2(1)イ 業務内容」に掲げる①から③までのいずれか1つの業務)に相当する業務の実績を有していること。

(3) 参加資格の確認基準日 参加資格の確認基準日は、参加表明書の提出期限とする。

### 3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所 滋賀県文化スポーツ部文化財保護課文化財活用推進・新文化館開設準備室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4681 電子メール bunkatsu@pref.shiga.lg.jp
- (2) 入札説明書および付属資料(以下「入札説明書等」という。)の交付期間および交付方法

- ア 交付期間 令和4年11月4日(金)から令和5年5月1日(月)まで  
イ 交付方法 滋賀県ホームページからダウンロードすること。  
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/322269.html>
- (3) 説明会  
ア 開催方法 令和4年11月8日(火)から滋賀県ホームページに説明会動画へのリンクを掲載する。  
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/bunkazaihogo/322269.html>  
イ 留意事項 やむを得ない事情により、動画が再生できない場合は、令和4年12月2日(金)までに(1)に示す場所まで連絡すること。なお、現地見学会の開催は予定していない。
- (4) 参加表明書(資格確認申請書)の提出 代表企業として本事業の入札に参加することを予定している構成企業は、代表企業として参加表明書(資格確認申請書)を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの確認を受けること。なお、必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。  
ア 提出期間 令和4年12月5日(月)午前9時から令和4年12月19日(月)午後5時15分まで(必着)  
イ 提出方法 持参または郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。)によるものとする。  
ウ 提出先 (1)に示す場所  
エ 提出書類  
(ア) 競争入札参加資格審査申請書  
(イ) 登記事項証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し  
(ウ) 法人税、消費税および地方消費税に未納がないことを証する納税証明書(申請をする日において発行後3か月を経過していないものに限る。)またはその写し  
(エ) 営業所等の長に競争入札に関する権限を委任する者にあつては、その委任状
- (5) 入札参加資格確認結果の通知 入札参加資格の確認結果は、参加表明書(資格確認申請書)を提出した入札参加希望者の代表企業に対して、令和5年1月16日(月)までに書面により通知する。
- (6) 入札および開札の日時等 入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を次のとおり提出すること。なお、アの提出日時までに入札提出書類を提出しない場合は、入札に参加できない。また、入札回数は1回とする。  
ア 提出日時 令和5年5月1日(月)午後5時15分まで  
イ 提出方法 持参または郵送(配達記録が残る方法に限るものとし、提出日時までに必着すること。)によるものとする。  
ウ 提出先 (1)に示す場所  
エ 入札提出書類の作成方法等 入札説明書による。  
オ 開札日時 令和5年5月2日(火)午後3時  
カ 開札場所 大津合同庁舎3階入札室(大津市松本一丁目2番1号)  
なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。
- (7) ヒアリング 入札提出書類の審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は令和5年5月頃を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。
- (8) 入札参加に伴う費用負担 入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (9) 入札方法等  
ア 入札執行方法 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。  
イ 入札書の記載方法等 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札保証金および契約保証金  
ア 入札保証金 免除  
イ 契約保証金 納付すること。ただし、詳細については入札説明書を参照すること。

(11) 契約書作成の要否 要

(12) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

イ 資格確認申請書、提出した資料等に虚偽の記載をした入札

4 審査 県は、落札者選定に当たり学識経験者等で構成される選定委員会を設置する。入札提出書類をもって入札に参加し、予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者の提案について、選定委員会は、加点審査点および価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、加点審査点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。加点審査点が同点の場合、「(1)イ施設整備に関する事項」の点数が高い提案を最優秀提案として選定する。上記を考慮してもなお、総合評価点が同点扱いとなる提案が2以上ある場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案を決定する。

(1) 加点審査の評価項目および配点 予定価格の制限の範囲内の有効な入札を行った者の提案内容について(7)から(2)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を加点審査点(最大700点)とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.75、C評価0.50、D評価0.25またはE評価0.00を乗じて得た値とする。

ア 事業実施に関する事項

(7) 事業コンセプト 配点30点

(イ) 事業実施体制 配点10点

(ウ) 事業工程計画 配点15点

(エ) リスクへの対応 配点10点

(オ) セルフモニタリング 配点10点

(カ) 事業安定性 配点25点

イ 施設整備に関する事項

(キ) 施設整備業務に係る取組方針および実施体制 配点10点

(ク) 施設全体計画(敷地利用・外部動線計画) 配点20点

(ケ) 施設全体計画(ゾーニング・内部動線計画) 配点20点

(コ) 施設全体計画(意匠・景観計画) 配点50点

(サ) 施設全体計画(ユニバーサルデザイン) 配点10点

(シ) 施設全体計画(環境配慮) 配点10点

(ス) 近江の文化財を中心とするミュージアム(収集・保管部門) 配点40点

(セ) 近江の文化財を中心とするミュージアム(展示部門) 配点45点

(ソ) 近江の文化財を中心とするミュージアム(調査・研究部門) 配点10点

(タ) 近江の文化財を中心とするミュージアム(情報発信・交流部門) 配点10点

(チ) 近江の文化財を中心とするミュージアム(利用者サービス部門) 配点10点

(ツ) 地域の文化財のサポートセンター(自然災害・事故への対策) 配点10点

(テ) 地域の文化財のサポートセンター(被災文化財の受入機能) 配点10点

(ト) 文化観光拠点となるビジターセンター(周辺施設との連携および賑わいの創出) 配点25点

(ナ) 文化観光拠点となるビジターセンター(インフォメーション・ラーニングゾーンの整備) 配点10点

(ニ) 建設業務の実施内容(施工計画) 配点10点

ウ 開館準備に関する事項

(ヌ) 開館準備業務に係る取組方針および実施体制 配点10点

(ネ) 開館準備業務の実施内容 配点10点

エ 維持管理に関する事項

(ノ) 維持管理業務に係る取組方針および実施体制 配点10点

(ハ) 維持管理業務の実施内容 配点60点

オ 文化観光等に関する事項

(ヒ) 文化観光等業務に係る取組方針および実施体制 配点10点

(フ) 周辺施設との連携および賑わいの創出(文化観光業務の実施) 配点20点

(ホ) 周辺施設との連携および賑わいの創出(集客業務の実施) 配点20点

(ヘ) 周辺施設との連携および賑わいの創出(インフォメーション・ラーニングゾーンの運営) 配点35点

(マ) その他文化観光等業務の実施内容 配点20点

カ その他に関する事項

(ミ) その他業務に係る取組方針および実施体制 配点10点

(ム) ミュージアムショップの運営 配点10点

(メ) 飲食の提供 配点10点

(モ) 自主事業 配点5点

キ 地域経済への配慮に関する事項

(ヤ) 県内企業等の活用 配点40点

(ユ) 県産材等の活用 配点30点

(2) 価格審査の点数化方法 入札金額を次の方法で得点化する。価格審査点の計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

価格審査点＝価格審査の配点(300点)×最も低い入札参加者の入札金額(税抜)÷入札参加者の入札金額(税抜)

5 落札者の決定 県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

6 契約の締結

(1) 基本協定の締結 県と落札者は、入札説明書等および入札提出書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

(2) 仮契約の締結 県は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したSPCと本事業についての仮契約を締結する。

(3) 事業契約に係る議会の議決 仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨および時刻 日本語、日本国通貨および日本標準時とする。

(2) 支払条件 契約書に基づき支払いを行う。なお、前金払は行わない。部分払は行う。

(3) 代理人における入札 代理人が入札する場合は、入札提出書類の提出と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Name of the project : The New Museum of Shiga Prefecture, Biwako-Bunkakan(tentative name) Development Project

(2) Deadline for documents intent on bidding participation : December 19, 2022, at 5 : 15 p.m. Japan time

(3) Deadline for bidding documents and proposal documents : May 1st, 2023, at 5 : 15 p.m. Japan time

(4) For further information, contact : Office for the Promotion of Cultural Property Utilization and the Preparation for the Opening of the New Culture Museum, Cultural Properties Protection Division, Department of Culture and Sports, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga, 520-8577, Japan, TEL +81-77-528-4681

## 環境事務所告示

### 滋賀県東近江環境事務所告示第1号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和4年11月4日

滋賀県東近江環境事務所長 奥田 一 臣

1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域

東近江市五個荘築瀬町10番6

2 指定する区域の表示 次の図のとおり

3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。))第31条第1項の

基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、ほう素およびその化合物  
 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし  
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

-----  
**滋賀県甲賀環境事務所告示第3号**

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和4年滋賀県甲賀環境事務所告示第2号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和4年11月4日

滋賀県甲賀環境事務所長 青木純一

- 1 指定を解除する区域の所在地 湖南市大池町7番1の一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合しなかった特定有害物質の種類 鉛およびその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
 (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

**健康福祉事務所告示**

**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第11号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年11月4日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスがじゅまる	彦根市川瀬馬場町1082番地1	医療法人玄一会 理事長 中塚貴之	彦根市川瀬馬場町1082番地5	通所介護	令和4.11.1	2570201653

-----  
**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第12号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年11月4日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川上寿一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
医療法人友仁会ホームヘルプステーションまごころ友仁	彦根市竹ヶ鼻町80番地	医療法人友仁会 理事長 矩照幸	彦根市竹ヶ鼻町80番地	訪問介護	2550280016	令和4.10.31

-----  
**滋賀県湖東健康福祉事務所告示第13号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年11月4日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
友仁訪問看護ステーション河原町	彦根市竹ヶ鼻町80番地	医療法人友仁会 理事長 矩照幸	彦根市竹ヶ鼻町80番地	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4.11.1	2560290211

-----  
**滋賀県南部健康福祉事務所告示第12号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次の者から廃止の届出があった。

令和4年11月4日

滋賀県南部健康福祉事務所長 荒 木 勇 雄

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
果歩	草津市平井一丁目14番1号 ジョイフル草津410	ICF SOLUTIONS 合同会社	近江八幡市大森町6番地9	居宅介護 重度訪問介護	2510600907	令和4.10.31

**企 業 庁 規 程**

**滋賀県企業庁規程第3号**

滋賀県企業庁文書管理規程(昭和51年滋賀県企業庁規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月4日

滋賀県企業庁長 西 村 信 雄

第23条第4項中「は、フラットファイル」を「は、背見出しシールおよびフラットファイル等」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「整理用文具」を「フラットファイル等」に改める。

付 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

-----  
**滋賀県企業庁規程第4号**

滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月4日

滋賀県企業庁長 西 村 信 雄

第22条中「は、出納取扱金融機関がその小切手を手形交換所に委託しうる地域内でなければならない」を「の区域は、全国の区域とする」に改める。

付 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

**病 院 事 業 庁 規 程**

**滋賀県病院事業庁規程第18号**

滋賀県病院事業庁文書管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第6号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月4日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第37条第4項中「は、フラットファイル」を「は、背見出しシールおよびフラットファイル等」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「整理用文具」を「フラットファイル等」に改める。

付 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。